

# 令和3年度から適用される主な税制改正

## 1. 給与所得控除の改正

○給与所得控除額が10万円引き下げられました。

○控除額の上限が適用される給与等の収入金額が1000万円から850万円に、上限額が220万円から195万円に引き下げられました。

令和3年度（令和2年中）給与所得			
給与等の収入金額（A）		給与所得の金額	
		改正前	改正後
	1,619,000円未満	A-650,000円	A-550,000円
1,619,000円以上	1,620,000円未満	969,000円	1,069,000円
1,620,000円以上	1,622,000円未満	970,000円	1,070,000円
1,622,000円以上	1,624,000円未満	972,000円	1,072,000円
1,624,000円以上	1,628,000円未満	974,000円	1,074,000円
1,628,000円以上	1,800,000円未満	A'×0.6	A'×0.6+100,000円
1,800,000円以上	3,600,000円未満	A'×0.7-180,000円	A'×0.7-80,000円
3,600,000円以上	6,600,000円以下	A'×0.8-540,000円	A'×0.8-440,000円
6,600,000円超	8,500,000円以下	A×0.9-1,200,000円	A×0.9-1,100,000円
8,500,000円超	10,000,000円以下		A-1,950,000円
10,000,000円超		A-2,200,000円	

A=給与収入額  
A'=A÷4,000（小数点以下切り捨て）×4,000  
※収入金額が660万円未満の控除額については、所得税法別表第五によります。

## 2. 所得金額調整控除の創設

給与所得控除の上限額が引き下げられ、給与等の収入金額が850万円を超える人の税負担が増えることを受け、介護や子育て世代の人の税負担が増えないよう、所得金額を調整する制度が設けられました。

下記に該当する場合、給与所得額から所得金額調整控除額が控除されます。

(1) 給与等の収入金額が850万円を超え、次の1から3のいずれかに該当する場合

1. 納税義務者本人が特別障害者に該当する
2. 年齢23歳未満の扶養親族を有する
3. 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する

$$\text{所得金額調整控除額} = (\text{給与等の収入額}(1,000 \text{万円を超える場合は } 1,000 \text{万円}) - 850 \text{万円}) \times 10\%$$

(2) 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

$$\text{所得金額調整控除額} = (\text{給与所得控除後の給与等の金額}(10 \text{万円を超える場合は } 10 \text{万円}) + \text{公的年金等に係る雑所得の金額}(10 \text{万円を超える場合は } 10 \text{万円}) - 10 \text{万円})$$

### 3. 公的年金等控除の改正

- 公的年金等控除額が 10 万円引き下げられました。
- 公的年金等の収入金額が 1000 万円以上の場合、控除額の上限が 195.5 万円になりました。
- 公的年金等以外の所得金額が 1000 万円を超える場合、控除額が引き下げられました。

令和3年度（令和2年中）公的年金等雑所得						
年齢区分	公的年金等の収入金額の合計（A）	改正前	公的年金等雑所得の金額			
			改正後			
			公的年金等雑所得以外の所得にかかる合計所得金額			
				1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳以上	330万円未満	(A) - 1,200,000円	(A) - 110万円	(A) - 100万円	(A) - 90万円	
	330万円以上 410万円未満	(A) × 75% - 375,000円	(A) × 0.75 - 27万5千円	(A) × 0.75 - 17万5千円	(A) × 0.75 - 7万5千円	
	410万円以上 770万円未満	(A) × 85% - 785,000円	(A) × 0.85 - 68万5千円	(A) × 0.85 - 58万5千円	(A) × 0.85 - 48万5千円	
	770万円以上 1,000万円未満	(A) × 95% - 1,555,000円	(A) × 0.95 - 145万5千円	(A) × 0.95 - 135万5千円	(A) × 0.95 - 125万5千円	
	1,000万円以上		(A) - 195万5千円	(A) - 185万5千円	(A) - 175万5千円	
65歳未満	130万円未満	(A) - 700,000円	(A) - 60万円	(A) - 50万円	(A) - 40万円	
	130万円以上 410万円未満	(A) × 75% - 375,000円	(A) × 0.75 - 27万5千円	(A) × 0.75 - 17万5千円	(A) × 0.75 - 7万5千円	
	410万円以上 770万円未満	(A) × 85% - 785,000円	(A) × 0.85 - 68万5千円	(A) × 0.85 - 58万5千円	(A) × 0.85 - 48万5千円	
	770万円以上 1,000万円未満	(A) × 95% - 1,555,000円	(A) × 0.95 - 145万5千円	(A) × 0.95 - 135万5千円	(A) × 0.95 - 125万5千円	
	1,000万円以上		(A) - 195万5千円	(A) - 185万5千円	(A) - 175万5千円	

### 4. 基礎控除の改正

- 基礎控除額が 10 万円引き上げられました。
- 合計所得金額が 2400 万円超の場合は 3 段階で逡減し、2500 万円を超える場合は適用外となりました。

基礎控除額		
合計所得金額	控除額	
	改正前	改正後
2,400万円以下	一律 33万円	43万円
2,400万円超 2,450万円以下		29万円
2,450万円超 2,500万円以下		15万円
2,500万円超		適用なし

### 5. 扶養控除等の所得金額要件の見直し

同一生計配偶者・扶養親族及び勤労学生控除の所得金額要件について、下記の通りになりました。

要件等	改正前	改正後
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	合計所得金額38万円以下	合計所得金額48万円以下
勤労学生控除の合計所得金額	合計所得金額65万円以下	合計所得金額75万円以下

配偶者特別控除の所得金額要件について、下記の通りになりました。

納税義務者本人の合計所得金額				900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者特別控除	配偶者合計所得		控除額			
	改正前	改正後				
	38万円超 90万円以下	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	
	90万円超 95万円以下	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	
	95万円超 100万円以下	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	
	100万円超 105万円以下	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	
	105万円超 110万円以下	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	
	110万円超 115万円以下	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	
	115万円超 120万円以下	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	
	120万円超 123万円以下	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	
	123万円超	133万円超	対象外			

## 6.ひとり親控除の創設及び寡婦(夫)控除の改正

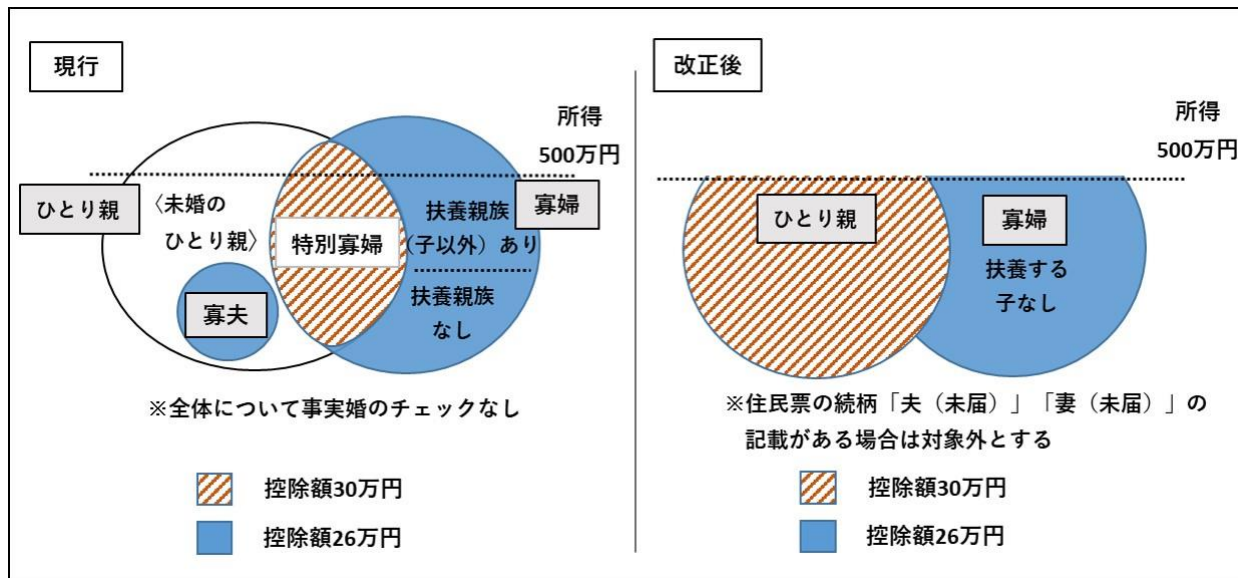
○婚姻歴や性別に関わらず、子(総所得金額等が48万円以下)を扶養する单身者について、「ひとり親控除」(控除額30万円)が適用されるようになりました。

○以下①または②に該当する女性については、引き続き寡婦控除(控除額26万円)が適用されます。

①配偶者と死別した。

②配偶者と離別し、子以外の扶養親族を有している。

○上記いずれの場合も所得制限が設けられ、納税義務者本人の合計所得金額が500万円以下の場合のみ適用となりました。



### 【現行】

本人が女性 (寡婦控除)	扶養	死別		離別	
		500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超
	子	30万円	26万円	30万円	26万円
	子以外	26万円	26万円	26万円	26万円
	無	26万円	—	—	—

本人が男性 (寡夫控除)	扶養	死別		離別	
		500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超
	子	26万円	—	26万円	—

### 【改正後】 ※合計所得金額 500万円以下

本人が女性	控除種別	扶養	死別	離別	未婚のひとり親
寡婦控除		子以外	26万円	26万円	—
		無	26万円	—	—

本人が男性	控除種別	扶養	死別	離別	未婚のひとり親

## 7.調整控除の改正

合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用されないこととされました。

## 8.非課税の範囲の改正及び新たな非課税措置の創設

- 非課税を判定する所得に10万円を加算することとされました。
- 前年の合計所得金額が135万円以下の「ひとり親」も非課税の対象となりました。

### 均等割も所得割ともに課税されない人

- ・賦課期日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- ・障がい者、未成年者、寡婦又はひとり親に該当する人のうち、前年中の合計所得金額が135万円以下である人

### 均等割がかからない人

前年の合計所得金額が、次の計算式で求めた金額以下の人

- (1)同一生計配偶者または扶養親族がいる場合  
 $35 \text{万円} \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の人数}) + 31 \text{万円}$
- (2)同一生計配偶者または扶養親族がいない場合  
45万円

### 所得割が課税されない人

前年の合計所得金額等が、次の計算で求めた金額以下である人

- (1)同一生計配偶者または扶養親族がいる場合  
 $35 \text{万円} \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の人数}) + 42 \text{万円}$
- (2)同一生計配偶者または扶養親族がいない場合  
45万円

## 9.イベント中止等に伴うチケットの払戻しを行わない場合の寄附金税額控除の特例

新型コロナウイルス感染症に関し政府の自粛要請を受けて、開催中止・延期・規模の縮小となった文化芸術・スポーツイベントについて、そのチケットの払戻しを受けない場合に、上限額20万円の範囲で、個人市・府民税の寄附金税額控除を受けることができるようになりました。なお、他の寄附金税額控除対象額も合わせて総所得金額等の30%が上限となります。

### ○対象となるイベント

次の条件をすべて満たし、主催者が文化庁・スポーツ庁に申請して指定を受けたイベント

- ・文化芸術またはスポーツに関するもの
- ・令和2年2月1日～令和3年1月31日までに日本国内で開催された、または、開催予定であったもの
- ・不特定かつ多数の者を対象とするもの(広く一般にチケット等が販売されているもの)
- ・政府の自粛要請を受けて中止・延期・規模の縮小が行われたもの

### ○適用を受けるための手続き

指定行事証明書の写し及び払戻請求権放棄証明書を添付して、確定申告または市民税・府民税申告を行うことが必要です。

## 10.住宅ローン控除の適用要件の弾力化(緩和)

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等への対応として、令和2年12月31日までに入居ができなかった場合でも、次に掲げる要件を満たす場合、控除期間が13年に延長された住宅借入金等特別控除を適用することができるようになりました。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響によって新築住宅、建売住宅、中古住宅又は増改築等を行った住宅への入居が遅れたこと。
- ・一定の期日(※)までに、新築住宅、建売住宅・中古住宅の取得、増改築等に係る契約を行い、令和3年12月31日までに入居していること。

※新築住宅の場合:令和2年9月30日まで

※建売住宅・中古住宅の取得、増改築等の場合:令和2年11月30日まで